

厚生労働大臣
坂口 力 殿

平成 15 年 3 月 1 0 日
総合規制改革会議
議長 宮内 義彦

資料等提出依頼

3月5日の第1回総合規制改革会議アクションプラン実行WGにおいて、委員、専門委員から貴省に対して要求のありました事項等について、総合規制改革会議令第5条第1項に基づき、下記のとおり、資料、データ等の提出をお願い致します。

提出期限：3月19日（水）

原則として、提出された資料はホームページ等において公開させていただきます。なお、期限までに提出が困難な場合は、その理由及び提出可能な時期についてもご回答頂きたくお願い致します。また、期限までに提出が困難な場合または提出がなかった場合は、その事実及びその理由も公開させていただきます。

記

1．厚生労働省職員における薬剤師数について

厚生労働省の課長補佐相当職以上の職員で、薬剤師の資格を有している者の役職、人数。

医薬局において、職員に占める薬剤師の資格を有しているものの割合(課長補佐相当職以上を対象)。

2．医薬品から医薬部外品に移行した品目について

平成11年の医薬品から医薬部外品への移行品目に関する、移行前後の価格、出荷量、品目数の変化。

によってもたらされた消費者利便の向上についての厚生労働省の評価。

3．特例販売業等について

都道府県知事等による特例販売業の許可要件・基準。

都道府県知事等が行う特例販売業の許可の判断について厚生労働省が基準等を示している場合には、その基準等。

少なくとも東京都、大阪府、京都府、名古屋市、横浜市などの大都市における特例販売業の数、業者名、および当該地人口密度。

特例販売業で販売を許可されている薬の種類、名称。(少なくとも東京都、大阪府、京都府、名古屋市、横浜市)

特例販売業において、実際に説明を怠りまたは不十分であったために生じた弊害で、具体的に把握しているもの。

配置販売業において、実際に説明を怠りまたは不十分であったために生じた弊害で、具体的に把握しているもの。

4. 夜間の薬局の対応について

夜間の輪番制、夜間連絡先の店頭ステッカー表示など、どのように実効性を担保しているか(通達、指導など)

行われている地域、および全体に占める割合

5. 米国の薬局における弊害について

米国において、薬剤師の説明がなく販売されたために(薬剤師を置かなければいけないという規制がなかったために)生じた弊害の状況。

6. 日本の薬局における弊害について(統計的なデータ)

薬剤師不在中に売られた薬の種類、量。それによって生じた弊害の状況。

薬剤師がいても薬剤師の説明を受けずに売られた薬によって生じた弊害の状況。

7. 薬局の責任について

薬局が薬を販売して健康被害が発生した場合、薬局または薬剤師が説明を怠ったため利用者から訴えられ、損害賠償等の責任を取った過去の事例(調剤薬ではなく、一般薬別について)

貴省から主張のあった「薬剤師をおく薬局であれば責任を取れるが、そうでない場合には責任が取れない」という命題の法的根拠。

8. 薬剤師の総数について

薬剤師名簿に登録されている人の数、届出者数、その推移。

数年前に一時的な薬剤師需給逼迫が起こった原因とそれが解消した理由。

薬剤師の実態的な役割を踏まえ、薬剤師の数に関する厚生労働省の見解。

9 . カタログ販売について

副作用の恐れが少なく、一般消費者の自主的判断に基づき服用されても安全性の問題が少ない医薬品については、対面販売ではなくカタログ販売が可能とされているが、その範囲。

カタログ販売を行える経営主体の範囲。

なお、この他にも追加依頼、回答を踏まえた再依頼など有り得ますことをお含みおき下さい。

【参考】総合規制改革会議令（平成13年3月30日政令第87号）(抜粋)

第5条（資料の提出等の要求）

会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。